

一般社団法人宮崎青年会議所

インターネット等の手段を用いた会議運営規則の制定（案）

【インターネット等の手段を用いた会議運営規則の制定】

一般社団法人宮崎青年会議所インターネット等の手段を用いた会議運営規則を次のとおり制定する。

（目的）

第1条 定款第62条の規定に基づき、一般社団法人宮崎青年会議所インターネット等の手段を用いた会議運営規則を定める。

2 本規則は、一般社団法人宮崎青年会議所の諸会議を、時代に即したインターネット等の手段を用いて開催することにより、諸会議へ参画する選択肢を増やすことで、各諸会議の効果を最大化することを目的とする。

（定義）

第2条 本規則における諸会議とは、定款第26条に定める総会、同第36条に定める理事会及び同第45条に定める常任理事会並びに同第46条に定める例会をいう。

（開催方法）

第3条 諸会議の開催にあたっては、その諸会議の目的を達成するために、開催場所での出席に限定することなく、インターネット等の手段を用いて出席を可能とする方法を検討しなければならない。ただし、諸会議の目的により、開催場所での出席方法に限定することを妨げるものではない。

（成立要件としての出席）

第4条 インターネット等の手段を用いて諸会議を開催する場合で、諸会議成立要件としての出席と認める場合には、書面若しくは電磁的方法による決議、又は代理人による議決権行使を委任する場合を除き、開催場所とインターネット等の手段を用いた出席者の意思疎通が円滑に行われる場合でなければならない。

2 前項の場合、出席者は、諸会議の開会から閉会までの間、開催場所から出席者の参加状況が確認できる状態を保持しなければならない。ただし、議事進行上認められた休憩時間はこの限りではない。

(発言)

第 5 条 発言しようとする者は、挙手または挙手に代わる電磁的方法をして「議長」と呼び、議長の許可を得て、自己の氏名、その他議長から求められた事項を告げ発言しなければならない。

2 2 人以上が発言を求めた時は、先挙手者を原則として、議長が指名した者から順に発言することができる。

(議決)

第 6 条 インターネット等の手段を用いて開催する諸会議において、その議決は口頭または挙手の方法による。ただし、出席者全員の同意を得て、これらに代わる適正な議決方法を用いることを妨げない。

(傍聴)

第 7 条 インターネット等の手段を用いて出席する者が、傍聴者を同伴する場合には、議長の許可を得なければならない。

以上

附則

この規則は、令和 5 年 9 月 5 日より施行する。